

事務連絡  
令和2年7月31日

都道府県  
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中  
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局振興課  
厚生労働省老健局老人保健課

### 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について

高齢者施設における平時の対応等については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等で示しているところです。

全国各地において、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、高齢者施設においては、引き続き新型コロナウイルスを施設に持ち込まない、広めないための対策の徹底が必要です。

このためには、普段からの健康管理が重要であり、施設関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定したシミュレーションを事前に行っておくことも有用です。

今般、別添「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領（実施要領）」（以下「実施要領」という。）に基づき、各施設における自主点検を行いますので、下記に従い、管下の施設に対して実施要領を送付し、自主点検を促していただけますようお願いいたします。

また、各施設の「自主点検チェックリスト」提出状況について、別紙1～3により、令和2年9月4日（金）までに報告いただけますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 実施要領の送付先

○ 都道府県は別紙1、指定都市及び中核市は別紙2に記載の種類の管下施設に

対して、実施要領を送付し、自主点検を促すこと。

- 都道府県は、管下市町村に対し、市町村が指定権者である別紙3に記載の類型の管下施設への実施要領の送付を依頼すること。
- サービス付き高齢者向け住宅宛の送付にあたっては、住宅部局と協力し、遺漏ないように対応すること。
- 施設への実施要領送付方法については、各自治体の方法によるものとする。

## 2. 施設からの自主点検チェックリストの提出先、提出方法

- 各施設からの自主点検チェックリストの提出先については、実施要領を送付した自治体に提出するものとする。
- 各施設から自治体への提出方法は、各自治体が示す方法により行うこと。
- ただし、各施設から添付様式のエクセルファイルにて提出を受け付ける場合は、別途下記メールアドレスにも送付するよう、施設に伝えること。

【送付先】厚生労働省老健局 自主点検担当

メールアドレス：[roukenshishetsu@mhlw.go.jp](mailto:roukenshishetsu@mhlw.go.jp)

この時、

- ・ファイル名は「自主点検チェックシート (●●)」※●●は施設名称
  - ・メールの件名は、「自主点検チェックシート」
- としていただくよう合わせて伝えてください。

## 3. 自治体におけるとりまとめ

- 自治体は、別紙1～3により、施設類型毎に、実施要領を送付した施設数、自主点検チェックリストが提出された施設数をとりまとめること。

## 4. 自治体からの別紙1～3の提出先、提出方法

- 都道府県は、市町村が管下施設についてとりまとめた別紙3を受領すること。  
(市町村は管下施設についてとりまとめた別紙3を都道府県に送付する。)
- 都道府県は、市町村から提出された別紙3と、管下施設についてとりまとめた別紙1を、下記提出先までメールにて送付すること。  
※ 別紙3については、各市町村から提出されたファイルをそのまま送付してください。集計等を行う必要はありません。
- 指定都市及び中核市は、管下施設についてとりまとめた別紙2を、下記提出先までメールにて送付すること。

### 【提出先】

厚生労働省老健局老人保健課 老人保健施設係

メールアドレス：[roukenkahourei@mhlw.go.jp](mailto:roukenkahourei@mhlw.go.jp)

(※上記の施設からの送付先と異なりますので注意してください。)

提出いただく際、

・ファイル名は「実施状況（●●県■■市）」

※●●は都道府県名、■■は市町村名

・メールの件名は、「自主点検実施状況」

としてください。

**【提出期限】**

令和2年9月4日（金）

5. 都道府県・指定都市・中核市からの問い合わせ先

令和2年8月4日から8月31日は問い合わせ窓口を設置していますので、都道府県・指定都市・中核市のご担当者におかれては、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

厚生労働省老健局 自主点検問い合わせ窓口

03-5253-1111（内線 3907、3807）

（受付時間は平日 9：30～18：15）

## 高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領

- 全国各地において、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、高齢者施設においては、引き続き新型コロナウイルスを施設に持ち込まない、広めないための対策の徹底が必要です。
- また、感染者発生時の対応力の強化が重要であり、このためには、施設関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定したシミュレーションを事前に行っておくことも有用です。
- 高齢者施設における平時の対応等については、4月7日付事務連絡、6月30日付事務連絡等で示しているところですが、普段からの感染対策やシミュレーションの具体的なポイントを次ページ以降に示しますので、これらのポイントも参考にシミュレーション等を行うなど、8月中旬を目処に、各施設において感染対策に係る自主点検を行っていただけますようお願いいたします。

(注) 4月7日付事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000619845.pdf>  
6月30日付事務連絡「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/000645252.pdf>

- 自主点検の結果は、添付様式の自主点検チェックリストにチェックし、記入した自主点検チェックリストを 8月24日(月)までに、本実施要領が送られてきた自治体まで提出してください。

※添付様式をエクセルファイルにて提出する場合は、自治体への送付とは別に、下記メールアドレスにも送付してください。

【送付先】厚生労働省老健局 自主点検担当

メールアドレス：[roukenshishetsu@mhlw.go.jp](mailto:roukenshishetsu@mhlw.go.jp)

厚生労働省にメールで提出いただく際、

- ・ファイル名は「自主点検チェックシート(●●)」※●●は施設名称
- ・メールの件名は、「自主点検チェックシート」としてください。

- 本点検は、各施設における自主的な取組を促すことを目的としております。各施設・職員の方々の新型コロナウイルス感染症対策に係る意識をさらに高めることにつながることを期待しています。

感染対策やシミュレーションの具体的なポイント（自主点検用）  
（※ポイントの番号は、別紙様式のチェックリストの番号に対応しています。）

## 1) 感染症対応力向上

### ①手指消毒の励行、定期的な換気

- ・ 新型コロナウイルス感染症の基本的な感染予防策として、手指消毒、定期的な換気が重要。
- ・ 換気については、2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効。熱中症予防のためにはエアコンや扇風機等の活用が有効であるが、冷房時でもこまめに換気を行い、部屋の空気を入れ換える必要がある。

### ②職員の日々の健康管理

- ・ 出勤前の体温計測。
- ・ 発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことの徹底。
- ・ 息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合、帰国者・接触者相談センター、主治医、地域の相談窓口等に相談。
- ・ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける等の対応を徹底。

### ③入所者の日々の健康管理

- ・ 感染の疑いについてより早期に把握できるよう、毎日の検温の実施、食事等における体調の確認を行う等により、日頃から利用者の健康の状態や変化の有無等に留意する。

### ④防護具の着脱方法の確認

- ・ マスク、手袋、ガウン、ゴーグル等の着脱方法について、⑥の動画等により確認する。
- ・ 確認のためには実際に着脱を行うことが望ましい。

### ⑤清掃など自施設の環境整備

- ・ サービス提供に当たって清掃を徹底する。
- ・ 消毒用エタノール、次亜塩素酸ナトリウム液等の消毒薬の適切な使用方法を確認しておく。

### ⑥動画「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」等の視聴

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた基本的な所作を習得

できるよう、感染対策のポイントについての動画が掲載されている。

<https://www.youtube.com/watch?v=gSgft2xPMVc>

- ・ これら「介護職員のためのそうだったのか！感染対策！」の視聴や、その他の動画視聴により、感染症対応力向上を図る。

#### ⑦新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA)

- ・ 本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、下記 URL 資料も参考にしつつ、本アプリの活用について職員に周知を行う。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000647648.pdf>

### 2) 物資の確保

#### ⑧在庫量と使用量・必要量の確認

- ・ 各物資の在庫量を確認する。
- ・ 普段の物資の必要量を確認する。
- ・ 濃厚接触者への対応等を踏まえた必要量の想定を行い、感染者発生時に物資が不足した場合には必要量を速やかに都道府県等に要望できるように備えておくことも有用。

#### ⑨一定量の備蓄

- ・ 都道府県等に要望を行っても実際に届くまでには時間がかかることも考えられ、普段から数日分は備蓄しておくことが望ましい。
- ・ 濃厚接触者への対応等により、使用量の増加が見込まれるため、備蓄状況を誰が把握し、どこに要望するかを確認しておく。

### 3) 関係者の連絡先の確認

#### ⑩感染対策に係る関係者の連絡先の確認

- ・ 平時より、管轄の保健所その他、関係者の連絡先を確認し、わかりやすくまとめておく。

(例)

検査関係：帰国者・接触者相談センター、協力医療機関、地域の相談窓口 等

物資関係：都道府県の物資担当部局 等

応援職員関係：法人内関係事業所、都道府県の介護保険施設等関係団体、都道府県の応援職員派遣担当部局 等

兼務関係：兼務先事業所 等

### 4) 感染者発生時のシミュレーション

#### ⑪個室管理、生活空間の区分け

- ・ 以下の留意点、参考動画等を参照しつつ、施設の構造、入所者の特性を考慮して、どこまで対応可能か検討する。

※対応できる範囲は施設の構造等によって様々であり、基本的な考え方（区域を分けることが感染拡大防止のために重要であること、それぞれの区域がわかるようにすることが重要であること、汚染区域（汚染の可能性がある区域）に入る際は必要な防護具を装着した上で活動すること、汚染区域（汚染の可能性がある区域）を出る前に決められた場所で防護具を脱ぐこと、等）を各職員が意識することが重要。

※感染者発生時には保健所等の指示を踏まえ対応する。

#### <留意点等>

- ◇ 濃厚接触者については、原則として個室に移動する。
- ◇ 濃厚接触者が有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
- ◇ 個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。
- ◇ 個室管理ができない場合は、濃厚接触者にサージカルマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- ◇ 濃厚接触者等及びその他の入所者の食事場所や生活空間、トイレ等を分ける。
- ◇ 濃厚接触者等やその居室が判別できるように工夫する。
- ◇ 居室からの出入りの際に、濃厚接触者等及びその他の入所者が接することがないようにする。
- ◇ 濃厚接触者等及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。夜勤時等、分けることが困難な場合は、防護具の着用等に特段の注意を払う。
- ◇ 参考動画（区分けに関しては動画の5:13から）

<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

#### ⑫勤務体制の変更、人員確保

- ・ 高齢者施設において感染者等が発生した場合、感染者である職員は入院若しくは自宅療養又は宿泊療養、濃厚接触者である職員は自宅待機となるが、これにより職員の不足が生じたケースがある。
- ・ このような場合、勤務体制の変更、同一法人内での職員の確保、都道府県を通じた応援職員派遣、関係団体や近隣施設からの応援等により対応が行われた。
- ・ 施設内の職員数に余裕がある場合は、業務シフトの変更が考えられる。
- ・ 難しい場合は、同一法人内からの応援での対応が考えられる。
- ・ さらに人材が不足する場合は、関係団体や都道府県に応援職員派遣の要請を行うことが考えられる。

- ・ 仮に何名かが感染者（又は濃厚接触者）となった場合、どのような対応が考えられるか、事前に検討を行う。

#### ⑬検体採取場所の検討

- ・ 感染者が発生した施設において、入所者の状態等により受診が困難な場合等においては、保健所等が施設に赴いて検体採取を行う場合も考えられる。
- ・ そのような場合に備え、検体採取が行われる場所について、以下の観点も踏まえ事前に検討しておく。
  - ◇ 当該場所までの入所者の移動について、濃厚接触者とその他の入所者が接触しないよう、可能な限り導線が分けられていること。
  - ◇ 検体を採取する場所は十分な換気及び適切な消毒を行うこと。

#### 5) 情報共有

##### ⑭⑮感染者発生時の対応方針の共有

- ・ 感染者が発生した場合、人員や物資をどのように確保するか、濃厚接触者やその他の入所者へどのようにケアを行うかなど、事前に入所者、家族、協力医療機関等と共有しておく。